

—先生の研究テーマについて教えていただけませんか。

障害と法との関係を考える

日本では、2016年4月1日に障害者差別解消法が施行されます。この法律は、障がいのある人に対する不当な区別や排除を禁止すると同時に、障害のある人に対する合理的配慮をすることを義務づけます。

点にも特徴があります。私自身は、国際法特に国際人権法を中心に関害法を研究していますが、明治大学法科大学院の教育補助講師を3年程つとめたこともあり、憲法にも強い関心を持っています。また、アジア経済研究所によるアジアの障害法に関する共同研究のメンバーとして6年程活動して、マレーシアの障害法を研究してきました。

一 趣味は何でしようか?

最近では、観劇も楽しんでいます。たとえば、歌舞伎やミュージカルに行ったりしています。スポーツも好きで、野球やサッカー、卓球、バドミントンなどをします。小学生のときは野球のチームに入っていて、中学生

そして4年間、勉強と同時に、何かやりたいことを見つけて、打ち込めるよいとおもいます。大学生のときは、スポーツもよいでですし、音楽もよいし、生涯できるようなものをゆっくり探すことができる良いチャンスに溢れています。

いろいろなことをやってみるのもよいかかもしれません、ひとつことに一生懸命取り組むこともとても良いことだとおもいますが、バランスが大切ですが、好きなことに真摯に打ち込むと新しい世界が見えてくるのではないか

いろいろなことをやってみるのもよいかかもしれません、ひとつのことに一生懸命取り組むとともに良いことだとおもいまして。バランスが大切ですが、好きなことに真摯に打ち込むと新しい世界が見えてくるのではないか。

一どのような経緯で今の研究をしているのでしょうか?

害法です。国際人権法は人権に関する条約などを対象とする法学の分野です。障害法は障害者に関する法を対象とする法学の一分野です。どちらにも共通する研究対象として、なかなかでも、障害者権利条約と差別禁止法を研究しています。障害者権利条約は、障がいのある人の権利を守るための条約です。条約は、国と国との国際的な約束ごとののですが、同時に日本の国内法としての効力ももっています。この条約の内容が、日本においてどのように実現されているのか、イギリスやマレーシアなど他の国と比較しながら検討しています。

学科ですが、卒業するあたりから、国際法に関心を持ち始めました。修士課程に入つてから国際法のゼミに所属して、それから少しして、障害にも関心をもちはじめ、障害者に関する国際人権法の研究をしているうちに、障害学という学問分野に接することになりました。そして、障害学と法学の学際的分野である障害法が欧米で発展してきていることも知るようになりました。ここでいう障害法、障害学は、まだ欧米でも新しい学問分野です。障害法は憲法、国際法、民法、刑法、社会保険法、労働法、教育法など分野横断的な学問分野である

修士課程のときは、研究の合間に、よくキヤツチボールをしていました。修士論文が大変でしたので、とても良いストレス解消になっていました。

もともと、最近はあまりスポーツをする時間がとれません。時間を見つけて、新しいスポーツを何か始めたいと思っています。

一学生に対するアドバイスは?

- 憲法要論
- 市民生活と法
- 犯罪と法
- 情報法

《情報法研究テーマ》

《プロフィール》
□出身県:東京都
□血液型:B型
□星座:うお座
□好きな言葉:自由

《主な履歴》

- 2005年に新潟大学大学院現代社会文化研究科を修了し博士号（法学）を取得後、2007年8月から2012年3月まで東京大学大学院経済学研究科特任研究員、2012年4月から2015年3月まで東京大学先端科学技術研究センター客員研究员、2015年4月より現職。